

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の総人口は、2000年にピークを迎え、40,688人であった。その後2005年には39,970人となり一時的に減少したものの、2010年から再度増加傾向に転じた。2020年時点の総人口は、ピーク時とほぼ同程度の40,645人となっている。年齢3区分別人口の内訳をみると、高齢人口（65歳以上）が増加している一方、年少人口（0歳から14歳まで）及び生産年齢人口（15歳から64歳まで）が減少傾向にある。そのため、高齢化率も上昇傾向にあり、2020年時点で26.7%であった。また、総人口における外国人人口の占める割合が増加しており、2020年時点では、総人口40,645人のうち1,865人と総人口の5%近くを占めている。（総人口等の数値は、総務省-令和2年度国勢調査から引用。）

本市は、4つの工業団地を有し、電気機械器具製造業、食料品製造業、化学工業、金属製品製造業、プラスチック製品製造業などの製造業を営む企業が多く進出し、高い生産性を維持していることから、製造品出荷額等が約4,048億円（総務省・経済産業省-令和3年経済センサス活動調査）にのぼっている。

一方、市内の企業の97.7%が従業員数50人未満（総務省・経済産業省-令和3年経済センサス活動調査）であり、地域経済の中心は中小企業者である。

しかし、中小企業者は設備の老朽化に加え、人手不足、後継者不足及び平均年齢の高齢化などの課題に直面する企業が増えており、労働生産性の向上が見込めない状況になってきている。

今後、更なる総人口及び生産年齢人口の減少が見込まれる中、中小企業者の人手不足などの課題を解決し、将来にわたって持続可能な市内産業の活性化を図るためには、中小企業者の老朽化が進む設備から生産性の高い設備への更新を支援し、中小企業者の労働生産性を向上させる必要がある。

(2) 目標

本市では、導入促進基本計画期間中における先端設備等の導入を促進し、中小企業者の生産性の向上及び地域産業の活性化を図るため、本計画期間中に30以上の中小企業者の計画を認定することを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本計画の目標が先端設備等の導入を促すことで市内産業の更なる発展に資することであるから、太陽光発電関連設備については、主たる工場や事務所などの敷地内に設置し、その発電電力を直接製品の生産もしくは販売または役務の提供の用に供するために自ら電力を消費する設備及び余剰電力の売電収入を得るための設備を対象とし、それ以外の設備（全量売電設備であって土地に自立して設置するものなど）については対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中小企業者による幅広い取組を促すため、市内の全ての地域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取組を促すため、市内の全ての業種、事業等を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月2日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の終期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ③ 加東市良好な環境の保全に関する条例（平成18年加東市条例第136号）及び加東市良好な環境の保全に関する条例施行規則（平成18年加東市規則第102号）に基づく手続きがなされていない取組については先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ④ 市税に滞納があるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。